

令和 年分 損害保険契約等の年金の支払調書

支払を受ける者	住所又は所居											
	氏名											
年金の種類	年金の支払金額	年金の支払金額に対応する保険料又は掛金額	差引金額	源泉徴収税額								
	千円	千円	千円	千円								
契約者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称										
		個人番号又は法人番号										
相続等損害保険年金に該当	年金の支払開始日	残存期間数	支払開始年齢	支払期間数	保証期間数							
	年 月 日	年	歳	年	年							
に該当	支払総額又は支払総額見込額	支払総額等のうち保険料又は掛金額の占める割合	年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額									
	千円	%	千円									
(摘要)												
支払者	所在地											
	名称	(電話)	法人番号									
整理欄	①	②										

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁を記載する場合は、右詰で記載します)。

令和 年分 損害保険契約等の年金の支払調書

支払を受ける者	住所又は所居											
	氏名											
年金の種類	年金の支払金額	年金の支払金額に対応する保険料又は掛金額	差引金額	源泉徴収税額								
	千円	千円	千円	千円								
契約者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称										
		個人番号又は法人番号										
相続等損害保険年金に該当	年金の支払開始日	残存期間数	支払開始年齢	支払期間数	保証期間数							
	年 月 日	年	歳	年	年							
に該当	支払総額又は支払総額見込額	支払総額等のうち保険料又は掛金額の占める割合	年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額									
	千円	%	千円									
(摘要)												
支払者	所在地											
	名称	(電話)	法人番号									
整理欄	①	②										

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁を記載する場合は、右詰で記載します)。

令和 年分 損害保険契約等の年金の支払調書

支払を受ける者	住所又は所居											
	氏名											
年金の種類	年金の支払金額	年金の支払金額に対応する保険料又は掛金額	差引金額	源泉徴収税額								
	千円	千円	千円	千円								
契約者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称										
		個人番号又は法人番号										
相続等損害保険年金に該当	年金の支払開始日	残存期間数	支払開始年齢	支払期間数	保証期間数							
	年 月 日	年	歳	年	年							
に該当	支払総額又は支払総額見込額	支払総額等のうち保険料又は掛金額の占める割合	年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額									
	千円	%	千円									
(摘要)												
支払者	所在地											
	名称	(電話)	法人番号									
整理欄	①	②										

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁を記載する場合は、右詰で記載します)。

令和 年分 損害保険契約等の年金の支払調書

支払を受ける者	住所又は所居											
	氏名											
年金の種類	年金の支払金額	年金の支払金額に対応する保険料又は掛金額	差引金額	源泉徴収税額								
	千円	千円	千円	千円								
契約者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称										
		個人番号又は法人番号										
相続等損害保険年金に該当	年金の支払開始日	残存期間数	支払開始年齢	支払期間数	保証期間数							
	年 月 日	年	歳	年	年							
に該当	支払総額又は支払総額見込額	支払総額等のうち保険料又は掛金額の占める割合	年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額									
	千円	%	千円									
(摘要)												
支払者	所在地											
	名称	(電話)	法人番号									
整理欄	①	②										

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁を記載する場合は、右詰で記載します)。

【損害保険契約等の年金の支払調書】

※ 様式は A4 用紙 1 枚に調書 4 枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備 考

- 1 この支払調書は、居住者に支払う法第 225 条第 1 項第 5 号に規定する給付及び非居住者に支払う法第 161 条第 1 項第 14 号に規定する給付（令第 287 条に規定する損害保険契約等に基づくものに限る。）のうち年金並びに非居住者に支払う法第 209 条第 2 号に掲げる年金について使用することとし、これらの年金が第 87 条第 2 項に規定する相続等損害保険年金（以下この表において「相続等損害保険年金」という。）である場合には、その契約ごとに作成すること。
- 2 この支払調書を、相続等損害保険年金以外の年金について提出するときにおける記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所又は居所」及び「個人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所又は居所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号（3(1)において「個人番号」という。）を記載すること。
 - (2) 「年金の種類」の欄には、確定型年金、特定有期型年金等の種類を記載すること。
 - (3) 「年金の支払金額」の項には、その年中に支払の確定したものを記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。
 - (4) 「年金の支払金額に対応する保険料又は掛金額」の項には、その年金に係る令第 326 条第 3 項第 2 号の規定により計算した金額を記載すること。
 - (5) 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
 - (6) その年金に係る第 87 条第 1 項第 3 号に掲げる剰余金又は割戻金の額がある場合には、その金額を「年金の支払金額」の欄に外書すること。
 - (7) 支払を受ける者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。
- 3 この支払調書を、相続等損害保険年金について提出するときにおける記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所又は居所」及び「個人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所又は居所及び個人番号を記載すること。
 - (2) 「年金の種類」の欄には、令第 186 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する確定型年金又は特定有期型年金の種類を記載すること。
 - (3) 「年金の支払金額」の項には、その年中に支払の確定したものを記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。
 - (4) 「年金の支払金額に対応する保険料又は掛金額」の項には、その年金に係る令第 326 条第 3 項第 2 号の規定により計算した金額を記載すること。
 - (5) その年金に係る第 87 条第 1 項第 3 号に掲げる剰余金又は割戻金の額がある場合には、その金額を「年金の支払金額」の欄に外書すること。
 - (6) 「年金の支払開始日」の項には、その年金に係る令第 186 条第 1 項第 1 号に規定する支払開始日を記載すること。
 - (7) 「残存期間年数」の項には、その年金に係る令第 186 条第 1 項第 1 号の規定により当該年金を令第 185 条第 1 項第 1 号に規定する確定年金とみなして計算する場合における同号イに規定する残存期間年数を記載すること。
 - (8) 「支払開始日年齢」の項には、その年金の支払を受ける者の令第 186 条第 1 項第 2 号の規定により当該年金を令第 185 条第 1 項第 5 号に規定する特定有期年金とみなして計算する場合における同号に規定する支払開始日余命年数に係る第 86 条第 2 項第 2 号に規定する支払開始日年齢を記載すること。
 - (9) 「支払期間年数」の項には、その年金に係る令第 186 条第 1 項第 2 号の規定により当該年金を令第 185 条第 1 項第 5 号に規定する特定有期年金とみなして計算する場合における同号に規定する支払期間年数を記載すること。
 - (10) 「保証期間年数」の項には、その年金に係る令第 186 条第 1 項第 2 号の規定により当該年金を令第 185 条第 1 項第 5 号に規定する特定有期年金とみなして計算する場合における同号イに規定する保証期間年数を記載すること。
 - (11) 「支払総額又は支払総額見込額」の項には、その年金に係る令第 186 条第 1 項第 1 号に規定する支払総額又は同項第 2 号の規定によりその年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべきものとされる金額の計算の基礎となるべき支払総額見込額を記載すること。
 - (12) 「支払総額等のうちに保険料又は掛金額の占める割合」の項には、その年金に係る令第 186 条第 1 項第 5 号又は第 6 号に規定する割合を記載すること。
 - (13) 「年金に係る権利について相続税法第 24 条の規定により評価された額」の項は、その年金が令第 186 条第 2 項の規定の対象となる年金である場合に記載すること。
 - (14) 支払を受ける者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。
- 4 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。